

副 本

令和5年(ワ)第25532号 損害賠償請求事件

原告 後藤 徹

被告 鈴木エイト

被告第1準備書面

2024年1月16日

東京地方裁判所民事第34部合議乙C係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 渡 辺 博

弁護士 川 井 康 雄

弁護士 久 保 内 浩 嗣

外7名

第1 訴状及び訴状訂正申立書「第2 請求の原因」に対する認否

1 「1 当事者」について

(1) 「(1)」について

原告が、世界平和統一家庭連合(旧世界基督教統一神霊協会。以下「旧統一教会」という。)の信者であることは認める。

原告の家族らが、原告が旧統一教会を脱会することを望み、原告を保護したこと、原告が一定期間マンションの一室に滞在していたことは認める。

原告が、原告の家族らを被告として不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したこと、当該訴訟についての東京地方裁判所、東京高等裁判所の判決

及び最高裁判所の決定の内容については認める。

その余は否認し、争う。

(2) 「(2)」について

被告を「自称ジャーナリスト」とする点は否認し、その余は認める。

被告は「自称ジャーナリスト」ではなく「フリージャーナリスト」である。

被告は、「徹底検証 日本の右傾化」(塚田穂高編著、筑摩書房、2017年3月15日)(乙1)、「自民党の統一教会汚染—追跡3000日」(小学館、2022年10月1日)(乙2)、「自民党の統一教会汚染2 山上徹也からの伝言」(小学館、2023年5月31日)(乙3)、「「山上徹也」とは何者だったのか」(講談社〈講談社+α新書〉、2023年7月19日)(乙4)等の著作物を出版している。

また、被告は、フリージャーナリストとして、以下の各賞を受賞している。

- ① 2023年1月28日 「メディア・アンビシャス賞 特別賞」
(メディア・アンビシャス)(乙5)
- ② 同年5月10日 「日隅一雄・情報流通促進賞 特別賞」
(日隅一雄・情報流通促進基金)(乙6)
- ③ 同年7月21日 「報道の自由賞 日本部門荣誉賞」
(日本外国特派員協会)(乙7)
- ④ 同年8月9日 「調査報道大賞2023優秀賞(デジタル部門)」
(報道実務家フォーラム)(乙8)
- ⑤ 同年9月6日 「第66回J C J大賞」
(日本ジャーナリスト会議)(乙9)
- ⑥ 同年11月14日 「石橋湛山記念 早稲田ジャーナリズム大賞
草の根民主主義部門 大賞」
(早稲田大学)(乙10)

2 「2 被告による本件各発言」について

被告が、(1) ないし (5) 記載の本件各発言をしたことは認める。

なお、(4) 記載の発言は、訴外福田ますみ氏 (以下「訴外福田氏」という。) の被告に対する「後藤さんは12年5ヶ月監禁されていました。それについて鈴木エイトさんは引きこもりと言った。これはどうしてなんですか。」との問いかけを受けて、訴外福田氏に向けての発言である。

3 「3 本件各発言による名誉毀損等の人格権侵害」(訴状訂正申立書) について

原告の主張の趣旨が不明確である。後記求釈明に対して原告が回答した後、被告の主張と合わせて認否する予定である。

第2 求釈明

原告は、以下の求釈明事項につき、回答されたい。

1 求釈明事項1

(1) 求釈明の趣旨

「2 被告による本件各発言」(1) ないし (5) 記載の各表現について、いずれについても事実の摘示が存在し、個別に原告に対する名誉毀損が成立するという趣旨か。そうであるならば、各表現ごとに事実の摘示を明示した上で明らかにされたい。

(2) 求釈明の理由

ア 原告は、以下のとおり主張する (訴状訂正申立書6頁)。

「被告は…ディプログラミングを「ただの引きこもり」であるとして否定しているのである。それは一般読者の通常の注意と読み方によれば、原告の主張する事実に対する批判的論評であると同時に、「原告の訴えている拉致監禁による被害は『ただの引きこもり』によるものであって嘘の演技である」という【事実の摘示】による甚だしい人格的非難を浴びせるものである。」

「本件各発言は、原告が主張し、前記各判決が認めた拉致監禁・強制棄教

によるディプログラミングの不法行為を否定するものであり、もって原告に対して「被害者面」した嘘泣きパフォーマンスを演じる卑劣で不誠実な人物であるとの誹謗中傷を浴びせるものである。それが被害者の会の代表としてディプログラミングによる《精神のレイプ》を日本社会から根絶するべく告発と啓蒙の活動を続けている原告の社会的評価と信用を著しく傷つけるものであることは明らかである。」

イ 原告の主張からは、各表現行為について、それぞれ名誉毀損が成立しているのか不明確である。

各表現につき、個別に「事実の摘示」によって名誉が毀損されたと主張するのであれば、各表現ごとに名誉を毀損する事実が何であるのかを明らかにすべきである。

2 求釈明事項2

(1) 求釈明の趣旨

「(4) シンポジウムでの発言(令和5年7月30日)」が、どのような意味で原告の社会的評価を低下させるのか。

(2) 求釈明の理由

訴外福田氏の被告に対する「後藤さんは12年5ヶ月監禁されていました。それについて鈴木エイトさんは引きこもりと言った。これはどうしてなんでしょうか。」との質問を前提として、「どうでもいいです。ご自由に受け取ってください。はい、以上です。」との被告の発言は、一般人の普通の注意と読み方を基準とすると「事実の摘示」があるとはいえず、また、原告の社会的評価を低下させる危険性のある行為ともいえない。

原告の主張が不明確であるため、釈明に及んだ。

3 求釈明事項3

(1) 求釈明の趣旨

「(5) X(旧ツイッター)投稿(令和5年8月1日)」が、どのような意

味で原告の社会的評価を低下させるのか。

(2) 求釈明の理由

当該表現は、旧統一教会を対象とする表現であって、原告の社会的評価を低下させることになる理由が不明であるため、釈明に及んだ。

以 上